

かすみがうら市地域防災計画の変更について

【変更する主な内容】

※数字は改定表ページ、() 内は地域防災計画ページ

1. 共通事項

○市組織改編による部名・業務の変更

3 (2-41)、4 (2-42)、5 (2-43)、6 (2-44)、7 (2-45)、8 (2-46)、
9 (2-62)、10 (2-63)、16 (3-26)、17 (3-27)、18 (3-28)
19 (3-29)、20 (3-30)、21 (3-31)

2. 風水害対策

○土砂災害特別警戒区域の一部解除

1 (2-5)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第8項に基づき、平成21年茨城県告示第253号により指定した土砂災害特別警戒区域(志戸崎2)の一部(農村環境改善センター敷地内の特別警戒区域)について指定を解除したものの。

○大雨と洪水の警報、注意報の発表基準の変更

2 (2-20)

大雨警報・注意報の雨量の基準を廃止し、新たに表面雨量指数を導入する。
洪水警報・注意報の雨量の基準を廃止し、流域雨量指数の基準である格子間隔を5kmから1kmに改善し、さらに対象河川の数を増やす。

○水防計画への恋瀬川洪水対策タイムラインの記載

9 (2-62)、10 (2-63)、11 (2-64)、12 (2-66)、13 (2-67)

恋瀬川における災害が発生することを前提として、関係者が事前とるべき行動を「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して時系列で整理したタイムラインの作成を講じたことから計画に加えるもの。

○指定避難所及び指定緊急避難場所の追加

14 (2-77)、15 (2-78)

千代田公民館、千代田講堂、農村環境改善センター、あじさい館の4施設

3. 震災対策

○指定避難所及び指定緊急避難場所の追加

22 (3-46)、23 (3-47) 千代田公民館

千代田公民館、千代田講堂、農村環境改善センター、あじさい館の4施設

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第1章 災害予防計画 第2節 土砂災害防止計画 (P 2-5)

かすみがうら市議会総務委員会資料

平成30年4月12日 総務部総務課

[急傾斜地の崩壊危険箇所一覧表]

	箇所番号	箇所名	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示年月日
1	461-I-001	折戸1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
2	461-I-002	川尻	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
3	461-I-003	崎浜	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
4	461-I-004	田宿	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
5	461-I-005	根山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
6	461-I-006	志戸崎1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
7	461-I-007	志戸崎2	急傾斜地の崩壊	○	※	平成21年3月5日 ※平成29年11月18日 土砂災害特 別警戒区域一部解除
8	461-I-008	折戸2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
9	461-I-009	天王下	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
10	461-I-010	太子	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
11	461-I-011	寺下	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
12	461-I-012	大津田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
13	461-I-013	上根	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
14	461-I-014	篠山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
15	461-I-015	境前	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
16	461-I-016	八田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
17	461-I-017	兵庫峰	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
18	461-I-018	柳梅	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
19	461-I-019	川向	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
20	461-II-001	天神	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
21	461-III-001	宍倉	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
22	461-III-002	西成井a	急傾斜地の崩壊	未指定	未指定	—
23	461-III-003	西成井b	急傾斜地の崩壊	未指定	未指定	—
24	461-III-004	南根本a	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
25	461-III-005	南根本b	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
26	461-III-006	戸崎a	急傾斜地の崩壊	未指定	未指定	—
27	461-III-007	戸崎b	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
28	461-III-008	加茂a	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
29	461-III-009	戸崎c	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
30	461-III-010	戸崎d	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
31	461-III-011	加茂b	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
32	461-III-012	平山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
33	461-III-013	風返	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
34	461-III-014	田伏	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
35	461-III-015	牛渡	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
36	464-I-001	峰下	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
37	464-I-002	下堂	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
38	464-I-003	保沢	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
39	464-II-001	宅地東	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
40	464-II-002	山ノ神下	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
41	464-III-001	下佐谷	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日
42	464-III-002	上稲吉	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年5月21日

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第1章 災害予防計画 第7節 気象業務整備計画 (P2-20)

気象等における特別警報の発表基準

警報の種類	発表基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

警報・注意報の種類と発表基準

かすみがうら市	府県予報区		茨城県	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた地域		県南地域	
警報・注意報の名称			発表基準	
警報	大雨	浸水害	<u>表面雨量指数</u>	<u>20</u>
		土砂災害	土壌雨量指数基準	120
	洪水		<u>流域雨量指数基準</u>	<u>恋瀬川流域=24.5、天の川流域=12.6、一の瀬川流域=7.3</u>
			複合基準	—
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
注意報	大雨		<u>表面雨量指数</u>	<u>10</u>
			土壌雨量指数基準	82
	洪水		<u>流域雨量指数基準</u>	<u>恋瀬川流域=19.6、天の川流域=10.0、一の瀬川流域=5.8</u>
			複合基準	—
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
雷		落雷等により被害が予想される場合		
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm

※水戸地方气象台、平成29年7月7日現在

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画 (P2-41)

4) 組織・編成等

(1) 警戒本部の編成及び各部・係の分掌事務 (別表参照)

(2) 警戒本部会議の招集

①出席者

警戒本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の関係部課長の出席を要請するものとする。

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長、教育長	総務部長、市長公室長、市民部長、保健福祉部長、 <u>都市産業部長、建設部長</u> 、消防長、教育部長、会計管理者、議会議務局長、農業委員会事務局長、消防団長

②協議事項

- ア 被害状況に関する情報の収集・伝達に関すること
- イ 災害への警戒に関すること
- ウ 初期応急対策の検討・実施に関すること
- エ 救急・救助活動等、応急対策活動に関すること
- オ 避難対策に関すること
- カ 広報活動に関すること
- キ 各前号にあげるもののほか必要な災害対策に関すること

3. 災害対策本部

1) かすみがうら市災害対策本部

災害対策本部 (以下「対策本部」) は、市域に災害が発生又は発生する恐れのある場合において、防災の推進を図るため法第23条の2の規定に基づき、市長が設置する特別の組織である。

その大綱はかすみがうら市災害対策本部条例 (条例第16号) の定めるところによる。

2) 設置基準

対策本部は法第23条の2第1項の規定に基づき、概ね大規模な災害が広域にわたって発生し、市長が必要と認めたときに設置する。

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画 (P2-42)

3) 設置及び廃止決定

(1) 設置の決定

対策本部設置の決定は、市長が行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、総務部長の順でその権限を代行する。また、設置が決定され次第、茨城県防災・危機管理課等の関係機関に連絡を行う。

(2) 設置場所

対策本部はかすみがうら市防災センター（千代田庁舎内）に設置し、対策本部の標示を掲示する。また、千代田庁舎及び霞ヶ浦庁舎は各地区の防災活動拠点として、対策本部との連絡体制を整える。

(3) 廃止の決定

市域内において災害が発生又は拡大するおそれなくなり、災害応急対策が概ね完了したと本部長（市長）が認めるときに対策本部を廃止する。

なお、廃止後の継続業務は対策本部の各業務担当課が継続して行うものとする。

4) 本部の設置及び廃止の通知等

市長は、本部の設置及び配置の実施について、茨城県防災・危機管理課等の関係機関に連絡、周知する。

5) 組織・編成等

(1) 対策本部の編成及び各部・係の分掌事務（別表参照）

(2) 対策本部会議の招集

①出席者

対策本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の機関の出席を要請する。

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長、教育長	総務部長、市長公室長、市民部長、保健福祉部長、 都市産業部長、建設部長 、消防長、教育部長、会計管理者、議会事務局長、農業委員会事務局長、消防団長

②協議事項

- ア 災害対策活動の総合調整に関すること
- イ 避難の勧告又は指示に関すること
- ウ 指定地方行政機関、その他の地方公共団体及び公共機関に対する応援の要請に関すること
- エ 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- オ 公費負担等に関すること
- カ 災害応急対策に要する経費の処理に関すること
- キ 本部の廃止に関すること
- ク 各前号にあげるもののほか重要な災害対策に関すること

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画 (P2-43)

[別表 災害対策本部各対策部の事務分掌]

対策部名	担当部名	担当課名	事務分掌
災害対策本部	総務部 市長公室 監査委員事務局	総務課 政策経営課 情報広報課 監査委員事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部に関すること 2. 国、県等からの情報収集に関すること 3. ライフライン関係機関及び公共交通機関からの情報収集に関すること 4. 気象及び洪水の情報の収集及び伝達に関すること 5. 災害情報の収集及び被害取りまとめに関すること 6. 県に対する報告及び要望の作成に関すること 7. 自衛隊派遣要請及び他の地方公共団体に対する応援要請に関すること 8. 消防、水防対策に関すること 9. 災害時における人員の動員及び調整に関すること 10. 職員の非常招集に関すること 11. 帰宅困難者に関すること
医療・防疫対策部	保健福祉部	健康づくり増進課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療担当会議に関すること 2. 医療スタッフによる応急救護に関すること 3. 救急患者の収容及び診療助産に関すること 4. 医療材料の調達及び供給に関すること 5. 他の病院への応援依頼に関すること 6. 地区医師会との連絡調整に関すること 7. 職員の被害状況の把握と対策に関すること 8. 災害地の防疫に関すること 9. 心のケアに関すること
衛生対策部	<u>市民部</u>	<u>生活環境課</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1. ごみ収集及び処理に関すること 2. 衛生関係災害の調査に関すること 3. 災害地の清掃に関すること 4. がれきの収集及び処理に関すること 5. ペットの飼育指導に関すること 6. 仮設トイレの手配及び設置に関すること
災害予算対策部	総務部 市長公室	検査管財課 政策経営課 <u>(部外組織含む)</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害予算に関すること 2. 物品の調達及び供給に関すること (義援物資を含む) 3. 災害に伴う市税等の減免に関すること 4. 市有財産の災害調査に関すること 5. 市所有車両の配車に関すること 6. 市所有施設の被害調査及び復旧に関すること 7. 燃料の確保に関すること
市民情報及び財産調査・調整対策部	<u>総務部</u> 市民部	税務課 納税課 国保年金課 市民課 <u>市民協働課</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民等からの災害情報収集に関すること 2. り災台帳の作成に関すること 3. り災証明に関すること 4. 電話対応に関すること 5. 住家の被害状況の調査
救援物資・救護対策部	保健福祉部 (福祉事務所)	社会福祉課 介護長寿課 健康づくり増進課 子ども家庭課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人的被害及び住家の災害状況の調査に関すること 2. 要配慮者の支援及び安否確認に関すること 3. 社会福祉施設の被害調査及び援護に関すること 4. 保育対策に関すること 5. 避難所の設置及びその指導に関すること 6. 災害救助法に基づく炊き出し食品の供与の実施及びその指導に関すること 7. 災害救助法に基づく被服寝具、生活必需品の給与及びその指導に関すること 8. 死体の捜索処理、埋葬の実施及びその指導に関すること 9. 日本赤十字社茨城支部救護班の出動要請に関すること 10. 県災害救助対策協議会との連絡に関すること 11. 救助物資資材等の輸送に関すること 12. り災者の医薬救護に関すること 13. 災害ボランティアに関すること 14. <u>避難所の開設及び運営管理に関すること</u>

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

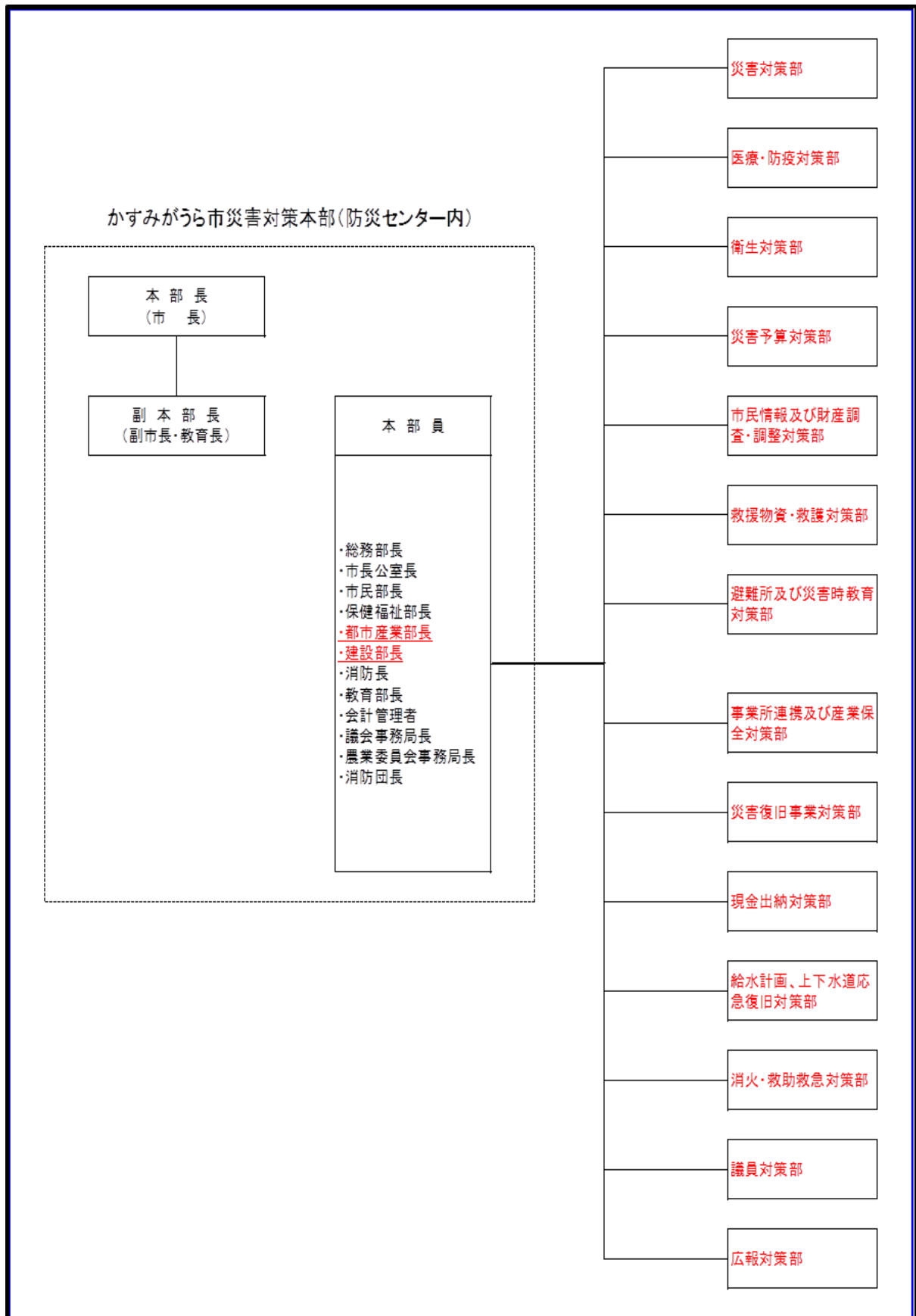
第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画 (P2-44)

対策部名	担当部名	担当課名	事務分掌
避難所及び災害時教育対策部	教育委員会	学校教育課 生涯学習課 <u>スポーツ振興課</u>	1. 教育施設の被害状況調査及び復旧対策に関する事 2. 避難所の開設及び運営管理に関する事 3. 災害救助法に基づく学用品の供与に関する事 4. 文化財の災害状況調査及び対策に関する事
事業所連携及び産業保全対策部	<u>都市産業部</u> 農業委員会事務局	<u>地域未来投資促進課</u> 農林水産課 観光商工課 農業委員会事務局	1. 救助用物資の斡旋に関する事 2. 商工業の災害関係の調査に関する事 3. 災害地の商工業の指導に関する事 4. 災害救助に係る労務者の確保及び供給に関する事 5. 被災者の就職斡旋に関する事 6. 救助用食糧の斡旋に関する事 7. 農作物の災害調査に関する事 8. 災害農作物の技術対策に関する事 9. 農地及び農業用施設の災害調査に関する事 10. 耕地の災害対策に関する事 11. 家畜等の災害調査に関する事 12. 家畜の飼料供給並びに草地飼料作物畑の復旧に関する事 13. 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事 14. 林業関係の災害調査に関する事 15. 企業への災害復旧資金の融資に関する事 <u>16. 避難所の開設及び運営管理に関する事</u>
災害復旧事業対策部	<u>都市産業部</u> <u>建設部</u>	<u>都市計画課</u> <u>道路課</u>	1. 土木機械の運用に関する事 2. 土木災害の情報に関する事 3. 道路、橋梁の災害調査及び復旧に関する事 4. 河川、砂防の災害調査及び対策に関する事 5. 応急仮設住宅の設置に関する事 6. 開発関係の災害の調査に関する事 7. 災害救助法に基づく仮設住宅の設置計画及び住宅の応急修理計画に関する事 8. 阻害物の除去の実施及びその指導に関する事
現金出納対策部	会計課	会計課	1. 災害関係費の出納に関する事 2. 災害見舞金、義援金の受領、保管に関する事 3. その他出納事務に関する事
給水計画、上下水道応急復旧対策部	<u>建設部</u>	水道課 下水道課	1. 応急給水に関する事 2. 給水源の確保に関する事 3. 水道施設(簡易水道)の被害調査及び応急対策に関する事 4. その他水道に関する事 5. 災害救助法に基づく飲料水の供給の実施及びその指導に関する事 6. 下水道の災害調査及び復旧に関する事
消火・救助救急対策部	消防本部	消防総務課 警防課 予防課 西消防署 東消防署 各消防団	1. 消防対策会議に関する事 2. 水防業務に関する事 3. 被災家屋からの人命救助に関する事 4. 広域消防応援の受け入れ及び調整に関する事 5. 災害情報の収集連絡に関する事 6. 被害状況の把握及び記録集計に関する事 7. 避難誘導に関する事 8. 消防施設の被害状況に関する事 9. その他消防に関する事
議員対策部	議会事務局	議会事務局	1. 市議会議員との連絡調整に関する事
広報対策部	市長公室	<u>政策経営課</u> 情報広報課	1. 本部長及び副本部長との連絡調整に関する事 2. 市民等への広報に関する事 3. マスコミとの連絡調整に関する事 4. 本部長特命事項に関する事 5. その他広報に関する事

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画 (P2-45)

[かすみがうら市災害対策本部組織図]



「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画 (P2-46)

4. その他

- ・各課長等は、対策部長(責任者)となり、対策部の調整にあたる。
- ・対策部の対策部長(責任者)は、次のとおりとし、災害時にその職にあたることができない場合は、下表に掲げる次責任者、若しくは本部委員が任命する職員がこれにあたる。

部署名	各部署の責任者		備考(次責任者)
市長公室	千代田庁舎	政策経営課長	<u>(部外組織含む)</u>
	霞ヶ浦庁舎	情報広報課長	
総務部	総務課長		検査管財課長、 <u>税務課長、納税課長</u>
市民部	千代田庁舎	<u>市民課長</u>	国保年金課長
	霞ヶ浦庁舎	<u>市民協働課長</u>	<u>生活環境課長</u>
保健福祉部 (福祉事務所)	社会福祉課長		介護長寿課長、健康づくり増進課長、子ども家庭課長
<u>都市産業部</u>	<u>都市計画課長</u>		<u>地域未来投資促進課長</u> 、農林水産課長、観光商工課長
<u>建設部</u>	<u>道路課長</u>		<u>下水道課長、水道課長</u>
会計課	会計課長		
教育委員会事務局	学校教育課長		生涯学習課長、 <u>スポーツ振興課長</u>
議会事務局	議会事務局長		
農業委員会事務局	農業委員会事務局長		
監査委員事務局	監査委員事務局長		
消防本部	消防総務課長		警防課長、予防課長、署長

- ・本部長が配備の特例としては、災害状況及びその他の事象により必要性を認めた場合、特定の部に対してのみ配備体制を指示、若しくは特定の者のみに配備を指示することができる。
- ・また、各対策部長は、本部を設置する必要があると認めた場合、本部長に対し設置を要請することができる。
- ・本部長は、設置要請があったときは、本部員を招集し対策を協議する。

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第2章 災害応急対策計画 第8節 水防計画 (P2-62)

第8節 水防計画

■基本的考え方	
この計画は、霞ヶ浦において、豪雨や台風等の影響による水位上昇に対する必要な水防活動を行うため、その警戒体制を定めるものである。	
関係部課	総務課、政策経営課、情報広報課、社会福祉課、 <u>都市計画課、道路課</u> 、下水道課、農林水産課、教育委員会、消防本部

1. 水防警戒体制の整備

市は、霞ヶ浦及び恋瀬川に隣接した地域の浸水被害を軽減するため、関係機関との連絡体制及び警戒体制の整備を図る。その際、休日、夜間の場合等においても対応できる体制を図る。

また、霞ヶ浦及び恋瀬川の水防基準水位別の水防活動を迅速かつ的確に図るために、現場・連絡・対応にあたる要員を予め指定しておくなどの整備を推進する。

2. 水防活動

1) 警戒・監視

国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所及び県土浦土木事務所の発表基準に応じた「水防警報」が発令された場合、その水防基準水位に応じた警戒体制を速やかに設置するとともに、巡視による監視を行う。

2) 水防活動報告

水防警報の発令から解除までの間は、巡視により得られた現場状況や水防活動状況について、報告を行う。その報告については、災害警戒本部等が設置されるまでの間は、市総務部総務課防災安全室へ行き、災害警戒本部等が設置されてからは、同本部等へ行く。

3) 水防作業

巡視により異常を発見した場合は、直ちに、土のう積み等のその現場状況に応じた応急対策を行う。

3. 防災行動計画（タイムライン）による対策

霞ヶ浦河川事務所、県土浦土木事務所、市及び住民等は、次の防災行動計画（タイムライン）に基づき、水位に応じた対策を行うものとする。

また、市はそれとともに水害対応チェックリストにより、それぞれの水位ごとに、対策を確認し、チェックを行うものとする。

職員及び消防団（水防団）の配置体制及び職務等は次のとおりとする。

【霞ヶ浦】

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第2章 災害応急対策計画 第8節 水防計画 (P2-63)

- 1) 出島水位観測所の水位が1.5m(水防団待機水位)となる場合
 - ・職員の配備体制は警戒体制1とする。
 - ・消防団(水防団)は自宅待機とする。
 - ・必要に応じて災害警戒本部を設置する。
- 2) 出島水位観測所の水位が2.1m(氾濫注意水位)となる場合
 - ・職員の配備体制は警戒体制第2とする。また職員の必要な人員等は、状況に応じて担当部において定める。
 - ・災害警戒本部または災害対策本部を設置する。
 - ・消防団(水防団)(第5、第6、第7、第8、第10分団)は出動し、各持区の巡視(4～5班体制)を行い、必要に応じて土のう積み等の対策を行う。
 - ・職員については都市産業部、建設部の職員が巡視を行う。(以下同じ)
- 3) 出島水位観測所の水位が2.5m(避難判断水位)となる場合
 - ・職員の配備体制は非常体制とする。
 - ・消防団(水防団)(第5、第6、第7、第8、第10分団)は引き続き、各持区の巡視(4～5班体制)を行い、必要に応じて土のう積み等の対策を行う。また必要に応じ、その他の分団への協力依頼をする。
- 4) 出島水位観測所の水位が2.6m(氾濫危険水位)となる場合
 - ・職員の配備体制は非常体制とする。
 - ・消防団(水防団)は引き続き、各持区の巡視(4～5班体制)を行い、必要に応じて土のう積み等の対策を行う。

【恋瀬川】

- 1) 石岡水位観測所の水位が2.6m(水防団待機水位)となる場合
 - ・職員の配備体制は警戒体制1とする。
 - ・消防団(水防団)は自宅待機とする。
 - ・必要に応じて災害警戒本部を設置する。
- 2) 石岡水位観測所の水位が3.0m(氾濫注意水位)となる場合
 - ・職員の配備体制は警戒体制第2とする。また職員の必要な人員等は、状況に応じて担当部において定める。
 - ・災害警戒本部または災害対策本部を設置する。
 - ・消防団(水防団)(第2、第3分団)は出動し、各持区の巡視(4～5班体制)を行い、必要に応じて土のう積み等の対策を行う。
 - ・職員については都市産業部、土木部の職員が巡視を行う。(以下同じ)
- 3) 石岡水位観測所の水位が3.7m(避難判断水位)となる場合
 - ・職員の配備体制は非常体制とする。
 - ・消防団(水防団)(第2、第3分団)は引き続き、各持区の巡視(4～5班体制)を行い、必要に応じて土のう積み等の対策を行う。また必要に応じ、その他の分団への協力依頼をする。
- 4) 石岡水位観測所の水位が4.2m(氾濫危険水位)となる場合

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第2章 災害応急対策計画 第8節 水防計画 (P 2-64)

- ・職員の配備体制は非常体制とする。
- ・消防団（水防団）は引き続き、各持区の巡視（4～5班体制）を行い、必要に応じて土のう積み等の対策を行う。

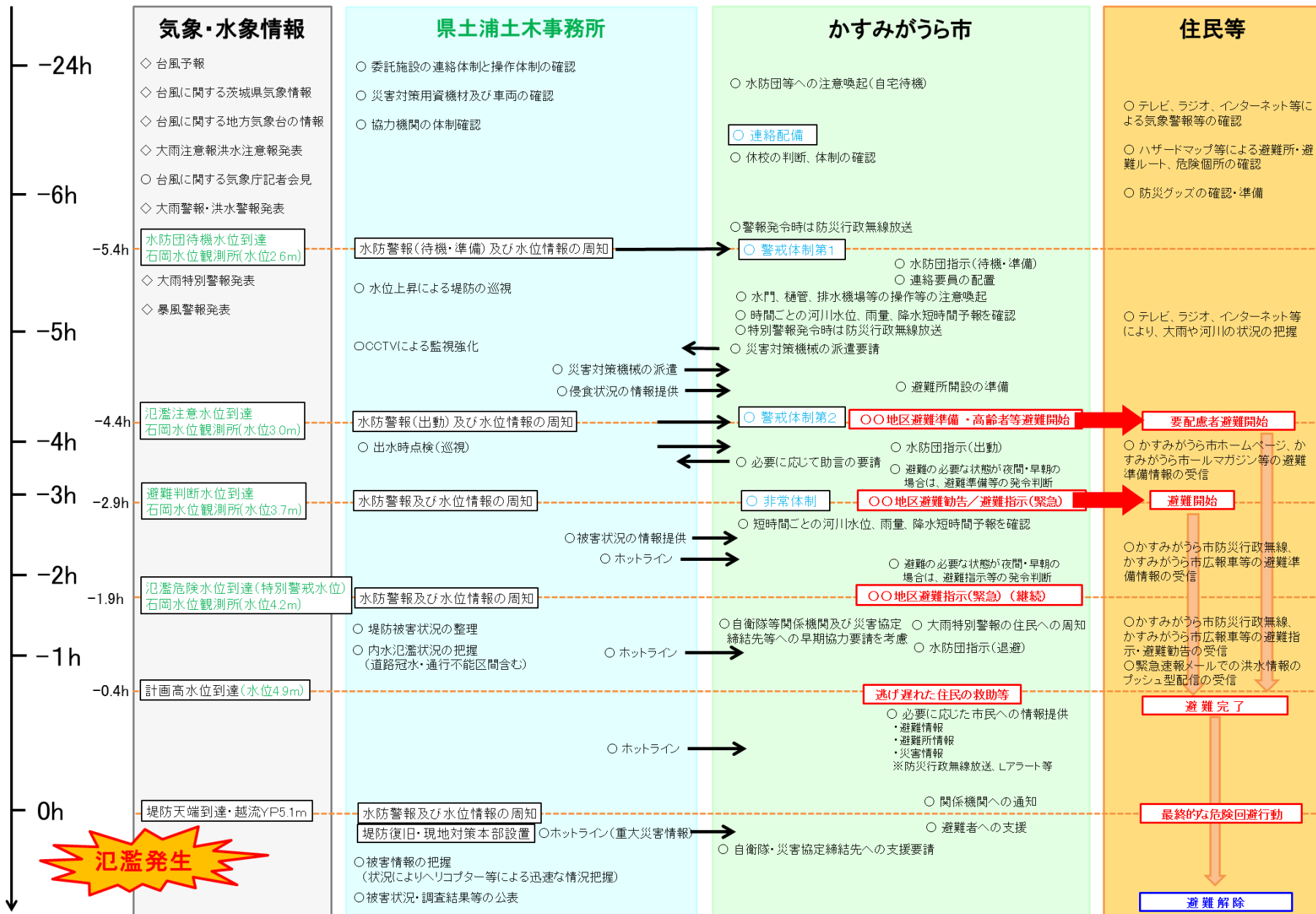
市は、必要に応じ、霞ヶ浦河川事務所及び県土浦土木事務所から対策等について助言を求めるものとし、また、災害対策機械の提供、リエゾン等の専門員の派遣の要請を行うものとする。

国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所 0299-63-2411

茨城県土浦土木事務所 029-822-4345

恋瀬川の洪水対策タイムライン(防災行動計画)

恋瀬川の基準水位の設定 = 想定最大規模の雨量(24時間で631mm[時間最大雨量186mm]840年に1回の確率)での水位変動(水位上昇量の算出)1時間に0.47mに基づき設定



「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第2章 災害応急対策計画 第8節 水防計画 (P2-67)

4. 霞ヶ浦流域大規模氾濫に関する減災対策協議会における対策

同協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進することにより、霞ヶ浦流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とし、平成28年5月に設置された。同協議会が5年間で達成すべき目標として、霞ヶ浦における大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指すものとする。

目標を達成するための3つの取組としては、

- 1 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
 - 2 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
 - 3 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組
- としている。

市としても取組方針に基づき、構成員と連携して減災対策に取組むものとする。

5. 茨城県管理河川県南（土浦）ブロック減災対策協議会における対策

大規模氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築するため、県南（土浦）ブロックの関係8市（土浦市、石岡市、つくば市、筑西市、かすみがうら市、桜川市、つくばみらい市、阿見町）と気象庁水戸地方気象台、茨城県で構成する茨城県管理河川県南（土浦）ブロック減災対策協議会は、平成29年1月31日に設置された。同協議会が平成33年度までに達成すべき減災目標として、桜川や恋瀬川など県管理河川の大規模水害に対し、「逃げ遅れによる人的被害をなくすこと」、「地域社会機能の継続性を確保すること」を目指すものとする。

目標の達成に向け、洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、2つの柱とした取組としては、

1. 水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現する。
2. 治水対策の重点化、集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る。

としている。

市としても取組方針に基づき、構成員と連携して減災対策に取組むものとする。

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第2章 災害応急対策計画 第11節 避難計画 (P2-77)

《指定避難所兼指定緊急避難場所》 風水害及び震災等を対象とする。

番号	施設名称	所在地	電話	収容能力	
				面積 (m ²)	人員 (人)
1	志筑小学校	中志筑 2112	0299-37-7071	677	339
2	新冶小学校	西野寺 736	0299-22-2314	805	402
3	千代田中学校	上佐谷 990	0299-59-3502	2,115	1,057
4	上佐谷小学校	上佐谷 1837	0299-59-2004	516	258
5	七会小学校	上稲吉 182-2	0299-59-2002	805	402
6	下稲吉小学校	下稲吉 1623-5	0299-59-2054	1,304	652
7	下稲吉中学校	下稲吉 2273-2	029-831-7400	980	490
8	下稲吉東小学校	下稲吉 2286	029-831-8878	928	464
9	旧下大津小学校	加茂 4469	—	550	275
10	霞ヶ浦南小学校	深谷 3360-1	029-897-1231	715	357
11	霞ヶ浦中学校	深谷 3398-2	029-897-1211	1,545	772
12	旧牛渡小学校	牛渡 2873	—	550	275
13	旧佐賀小学校	坂 2039-1	—	544	272
14	旧安飾小学校	安食 2235	—	544	272
15	霞ヶ浦北小学校	下軽部 1232	029-896-1213	1,205	602
16	旧志土庫小学校	穴倉 1594	—	550	275
17	旧穴倉小学校	穴倉 5462	—	548	274
18	わかぐり運動公園体育館	新冶 1813-2	0299-59-2909	1,372	686
19	体育センター	深谷 3682-2	029-898-2228	1,495	747
20	千代田公民館	上佐谷 991-5	0299-59-5252	294	147
21	千代田講堂	上佐谷 991-5	0299-59-5252	1,055	527
22	農村環境改善センター	坂 934-1	029-896-1138	459	229
23	あじさい館	深谷 3719-1	029-897-0511	1,034	517
計		23 施設		20,590	10,291

※避難所の面積は、会議室、体育館等の面積であり、教室・事務室等は使用しないものとする。

※避難所の収容人数は、緊急対応時の段階での就寝可能な面積を1人あたり2㎡として算出している。

※指定避難所に指定する旧小学校施設については、今後の市の活用計画に応じて、指定を継続すべきか検討する。

《協定避難所》

番号	施設名称	所在地	電話	収容能力(人)
1	真如苑 茨城本部 長禅寺	坂 924-3	029-896-0012	50

《福祉避難所》

番号	施設名称	所在地	電話	収容能力(人)
1	やまゆり館	下稲吉 2423-9	029-832-5601	137
2	社会福祉法人 明岳会 ピソ天神	穴倉 5696-3	029-833-0298	20

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第2章 災害応急対策計画 第11節 避難計画 (P2-78)

《指定緊急避難場所》

番号	施設名称	所在地	電話	備考
1	老人福祉センター	上佐谷 33	0299-59-4648	
2	やまゆり保育所	五反田 298-20	0299-59-2172	
3	第2常陸野公園	中佐谷 671-1	—	
4	関鉄自動車工業	上稲吉 1828	0299-59-3115	
5	わかぐり保育所	下稲吉 519-2	0299-59-2882	
6	稲吉ふれあい公園	稲吉 4-10-1	—	
7	勤労青少年ホーム	稲吉 2-6-25	029-831-5896	
8	働く女性の家	稲吉 3-15-67	029-831-2234	
9	逆西防災広場	稲吉 2-9-18	—	
10	旧牛渡地区公民館	牛渡 2862-3	—	
11	旧安飾地区公民館	安食 1075-1	—	
12	旧志土庫地区第1公民館	穴倉 3622-4	—	
13	旧志土庫地区第2公民館	西成井 85	—	
14	大塚ふれあいセンター	下稲吉 1868-22	0299-59-4088	
15	千代田保健センター	上土田 433-2	0299-59-3645	
16	霞ヶ浦保健センター	深谷 3671-2	029-898-2312	
	計		<u>16施設</u>	

10. 指定避難所等に関する報告

災害対策本部及び知事に対して下記の報告は、指定避難所等を開設し、実態を把握した上で行う。

- ・開設の日時、場所及び施設名
- ・収容状況及び収容人員

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第2章 震災応急対策計画 第2節 動員計画 (P3-26)

4) 組織・編成等

- (1) 警戒本部の編成及び各部・係の分掌事務 (別表参照)
- (2) 警戒本部会議の招集

①出席者

警戒本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の関係部課長の出席を要請するものとする。

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長、教育長	総務部長、市長公室長、市民部長、保健福祉部長、 <u>都市産業部長</u> 、 <u>建設部長</u> 、消防長、教育部長、会計管理者、議会事務局長、農業委員会事務局長、消防団長

②協議事項

- ア. 被害状況に関する情報の収集・伝達に関すること
- イ. 災害への警戒に関すること
- ウ. 初期応急対策の検討・実施に関すること
- エ. 救急・救助活動等、応急対策活動に関すること
- オ. 避難対策に関すること
- カ. 広報活動に関すること
- キ. 各前号にあげるもののほか必要な災害対策に関すること

3. 災害対策本部

1) かすみがうら市災害対策本部

災害対策本部 (以下「対策本部」) は、市域に災害が発生又は発生する恐れのある場合において、防災の推進を図るため法第23条の2規定に基づき、市長が設置する特別の組織である。

その大綱は、かすみがうら市災害対策本部条例 (条例第16号) の定めるところによる。

2) 設置基準

対策本部は、法第23条の2第1項の規定に基づき、概ね災害が次の基準に達し、市長が必要と認めたときに設置する。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生したとき、又は大規模な被害が発生し、総合的な対策を必要とするとき。
- (2) 東海地震の警戒宣言が発表されたとき。

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第2章 震災応急対策計画 第2節 動員計画（P3-27）

3) 設置及び廃止決定

(1) 設置の決定

対策本部設置の決定は、市長が行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、総務部長の順でその権限を代行する。

また、設置が決定され次第、茨城県防災・危機管理課等の関係機関に連絡を行う。

(2) 設置場所

対策本部は、かすみがうら市防災センター（千代田庁舎内）に設置し、対策本部の標示を掲示する。

また、千代田庁舎及び霞ヶ浦庁舎は各地区の防災活動拠点として、対策本部との連絡体制を整える。

(3) 廃止の決定

対策本部は、市域内において災害が発生又は拡大するおそれなくなり、災害応急対策が概ね完了したと本部長（市長）が認めるときに廃止する。

なお、廃止後の継続業務は、対策本部の各業務担当課が継続して行う。

4) 本部の設置及び廃止の通知等

市長は、本部の設置及び廃止を行ったことについて、茨城県防災・危機管理課等の関係機関に連絡、周知する。

5) 組織・編成等

(1) 対策本部の編成及び各部・係の分掌事務（別表参照）

(2) 対策本部会議の招集

①出席者

対策本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の機関の出席を要請する。

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長、教育長	総務部長、市長公室長、市民部長、保健福祉部長、 <u>都市産業部長、建設部長</u> 、消防長、教育部長、会計管理者、議会事務局長、農業委員会事務局長、消防団長

②協議事項

- ア. 災害対策活動の総合調整に関すること
- イ. 避難の勧告又は指示に関すること
- ウ. 指定地方行政機関、その他の地方公共団体及び公共機関に対する応援の要請に関すること
- エ. 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- オ. 公費負担等に関すること
- カ. 災害応急対策に要する経費の処理に関すること
- キ. 本部の廃止に関すること
- ク. 各前号にあげるもののほか重要な災害対策に関すること

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第2章 震災応急対策計画 第2節 動員計画 (P3-28)

[別表 災害対策本部各対策部の事務分掌]

対策部名	担当部名	担当課名	事務分掌
災害対策本部	総務部 市長公室 監査委員事務局	総務課 政策経営課 情報広報課 監査委員事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部に関すること 2. 国、県等からの情報収集に関すること 3. ライフライン関係機関及び公共交通機関からの情報収集に関すること 4. 気象及び洪水の情報の収集及び伝達に関すること 5. 災害情報の収集及び被害取りまとめに関すること 6. 県に対する報告及び要望の作成に関すること 7. 自衛隊派遣要請及び他の地方公共団体に対する応援要請に関すること 8. 消防、水防対策に関すること 9. 災害時における人員の動員及び調整に関すること 10. 職員の非常招集に関すること 11. 帰宅困難者に関すること
医療・防疫対策部	保健福祉部	健康づくり増進課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療担当会議に関すること 2. 医療スタッフによる応急救護に関すること 3. 救急患者の収容及び診療助産に関すること 4. 医療材料の調達及び供給に関すること 5. 他の病院への応援依頼に関すること 6. 地区医師会との連絡調整に関すること 7. 職員の被害状況の把握と対策に関すること 8. 災害地の防疫に関すること 9. 心のケアに関すること
衛生対策部	<u>市民部</u>	<u>生活環境課</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1. ごみ収集及び処理に関すること 2. 衛生関係災害の調査に関すること 3. 災害地の清掃に関すること 4. がれきの収集及び処理に関すること 5. ペットの飼育指導に関すること 6. 仮設トイレの手配及び設置に関すること
災害予算対策部	総務部 市長公室	検査管財課 政策経営課 <u>(部外組織含む)</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害予算に関すること 2. 物品の調達及び供給に関すること (義援物資を含む) 3. 災害に伴う市税等の減免に関すること 4. 市有財産の災害調査に関すること 5. 市所有車両の配車に関すること 6. 市所有施設の被害調査及び復旧に関すること 7. 燃料の確保に関すること
市民情報及び財産調査・調整対策部	<u>総務部</u> 市民部	税務課 納税課 国保年金課 市民課 <u>市民協働課</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民等からの災害情報収集に関すること 2. り災台帳の作成に関すること 3. り災証明に関すること 4. 電話対応に関すること 5. 住家の被害状況の調査
救援物資・救護対策部	保健福祉部 (福祉事務所)	社会福祉課 介護長寿課 健康づくり増進課 子ども家庭課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人的被害及び住家の災害状況の調査に関すること 2. 要配慮者の支援及び安否確認に関すること 3. 社会福祉施設の被害調査及び援護に関すること 4. 保育対策に関すること 5. 避難所の設置及びその指導に関すること 6. 災害救助法に基づく炊き出し食品の供与の実施及びその指導に関すること 7. 災害救助法に基づく被服寝具、生活必需品の給与及びその指導に関すること 8. 死体の捜索処理、埋葬の実施及びその指導に関すること 9. 日本赤十字社茨城支部救護班の出動要請に関すること 10. 県災害救助対策協議会との連絡に関すること 11. 救助物資資材等の輸送に関すること 12. り災者の医薬救護に関すること 13. 災害ボランティアに関すること 14. <u>避難所の開設及び運営管理に関すること</u>

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

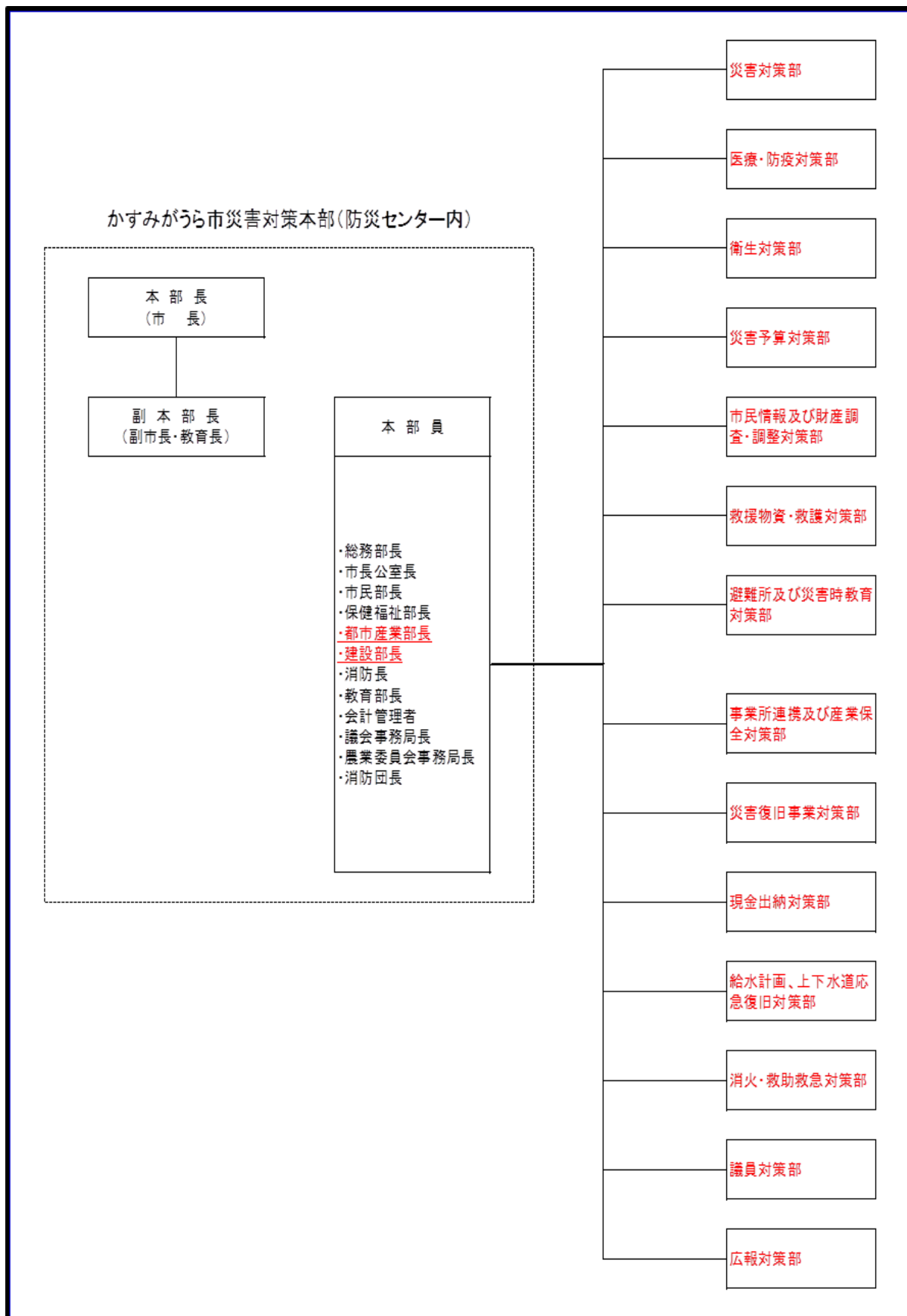
第2章 震災応急対策計画 第2節 動員計画 (P3-29)

対策部名	担当部名	担当課名	事務分掌
避難所及び災害時教育対策部	教育委員会	学校教育課 生涯学習課 <u>スポーツ振興課</u>	1. 教育施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること 2. 避難所の開設及び運営管理に関すること 3. 災害救助法に基づく学用品の供与に関すること 4. 文化財の災害状況調査及び対策に関すること
事業所連携及び産業保全対策部	<u>都市産業部</u> 農業委員会事務局	<u>地域未来投資促進課</u> 農林水産課 観光商工課 農業委員会事務局	1. 救助用物資の斡旋に関すること 2. 商工業の災害関係の調査に関すること 3. 災害地の商工業の指導に関すること 4. 災害救助に係る労務者の確保及び供給に関すること 5. 被災者の就職斡旋に関すること 6. 救助用食糧の斡旋に関すること 7. 農作物の災害調査に関すること 8. 災害農作物の技術対策に関すること 9. 農地及び農業用施設の災害調査に関すること 10. 耕地の災害対策に関すること 11. 家畜等の災害調査に関すること 12. 家畜の飼料供給並びに草地飼料作物畑の復旧に関すること 13. 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること 14. 林業関係の災害調査に関すること 15. 企業への災害復旧資金の融資に関すること <u>16. 避難所の開設及び運営管理に関すること</u>
災害復旧事業対策部	<u>都市産業部</u> <u>建設部</u>	<u>都市計画課</u> <u>道路課</u>	1. 土木機械の運用に関すること 2. 土木災害の情報に関すること 3. 道路、橋梁の災害調査及び復旧に関すること 4. 河川、砂防の災害調査及び対策に関すること 5. 応急仮設住宅の設置に関すること 6. 開発関係の災害の調査に関すること 7. 災害救助法に基づく仮設住宅の設置計画及び住宅の応急修理計画に関すること 8. 障害物の除去の実施及びその指導に関すること
現金出納対策部	会計課	会計課	1. 災害関係費の出納に関すること 2. 災害見舞金、義援金の受領、保管に関すること 3. その他出納事務に関すること
給水計画、上下水道応急復旧対策部	<u>建設部</u>	水道課 下水道課	1. 応急給水に関すること 2. 給水源の確保に関すること 3. 水道施設(簡易水道)の被害調査及び応急対策に関すること 4. その他水道に関すること 5. 災害救助法に基づく飲料水の供給の実施及びその指導に関すること 6. 下水道の災害調査及び復旧に関すること
消火・救助救急対策部	消防本部	消防総務課 警防課 予防課 西消防署 東消防署 各消防団	1. 消防対策会議に関すること 2. 水防業務に関すること 3. 被災家屋からの人命救助に関すること 4. 広域消防応援の受け入れ及び調整に関すること 5. 災害情報の収集連絡に関すること 6. 被害状況の把握及び記録集計に関すること 7. 避難誘導に関すること 8. 消防施設の被害状況に関すること 9. その他消防に関すること
議員対策部	議会事務局	議会事務局	1. 市議会議員との連絡調整に関すること
広報対策部	市長公室	<u>政策経営課</u> 情報広報課	1. 本部長及び副本部長との連絡調整に関すること 2. 市民等への広報に関すること 3. マスコミとの連絡調整に関すること 4. 本部長特命事項に関すること 5. その他広報に関すること

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第2章 震災応急対策計画 第2節 動員計画 (P3-30)

[かすみがうら市災害対策本部組織図]



「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第2章 震災応急対策計画 第2節 動員計画 (P3-31)

4. その他

- ・各課長等は、対策部長(責任者)となり、対策部の調整にあたる。
- ・対策部の対策部長(責任者)は、次のとおりとし、災害時にその職にあたることができない場合は、下表に掲げる次責任者、若しくは本部委員が任命する職員がこれにあたる。

部署名	各部署の責任者		備考(次責任者)
市長公室	千代田庁舎	政策経営課長	<u>(部外組織含む)</u>
	霞ヶ浦庁舎	情報広報課長	
総務部	総務課長		検査管財課長、 <u>税務課長、納税課長</u>
市民部	千代田庁舎	<u>市民課長</u>	国保年金課長
	霞ヶ浦庁舎	<u>市民協働課長</u>	<u>生活環境課長</u>
保健福祉部 (福祉事務所)	社会福祉課長		介護長寿課長、健康づくり増進課長、子ども家庭課長
<u>都市産業部</u>	<u>都市計画課長</u>		<u>地域未来投資促進課長</u> 、農林水産課長、観光商工課長
<u>建設部</u>	<u>道路課長</u>		<u>下水道課長、水道課長</u>
会計課	会計課長		
教育委員会事務局	学校教育課長		生涯学習課長、 <u>スポーツ振興課長</u>
議会事務局	議会事務局長		
農業委員会事務局	農業委員会事務局長		
監査委員事務局	監査委員事務局長		
消防本部	消防総務課長		警防課長、予防課長、署長

- ・本部長が配備の特例としては、災害状況及びその他の事象により必要性を認めた場合、特定の部に対してのみ配備体制を指示、若しくは特定の者のみに配備を指示することができる。
- ・また、各対策部長は、本部を設置する必要があると認めた場合、本部長に対し設置を要請することができる。
- ・本部長は、設置要請があったときは、本部員を招集し対策を協議する。

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第2章 震災応急対策計画 第5節 被害軽減対策 (P 3-46)

《指定避難所兼指定緊急避難場所》 風水害及び震災等を対象とする。

番号	施設名称	所在地	電話	収容能力	
				面積 (m ²)	人員 (人)
1	志筑小学校	中志筑 2112	0299-37-7071	677	339
2	新治小学校	西野寺 736	0299-22-2314	805	402
3	千代田中学校	上佐谷 990	0299-59-3502	2,115	1,057
4	上佐谷小学校	上佐谷 1837	0299-59-2004	516	258
5	七会小学校	上稲吉 182-2	0299-59-2002	805	402
6	下稲吉小学校	下稲吉 1623-5	0299-59-2054	1,304	652
7	下稲吉中学校	下稲吉 2273-2	029-831-7400	980	490
8	下稲吉東小学校	下稲吉 2286	029-831-8878	928	464
9	旧下大津小学校	加茂 4469	—	550	275
10	霞ヶ浦南小学校	深谷 3360-1	029-897-1231	715	357
11	霞ヶ浦中学校	深谷 3398-2	029-897-1211	1,545	772
12	旧牛渡小学校	牛渡 2873	—	550	275
13	旧佐賀小学校	坂 2039-1	—	544	272
14	旧安飾小学校	安食 2235	—	544	272
15	霞ヶ浦北小学校	下軽部 1232	029-896-1213	1,205	602
16	旧志土庫小学校	穴倉 1594	—	550	275
17	旧穴倉小学校	穴倉 5462	—	548	274
18	わかぐり運動公園体育館	新治 1813-2	0299-59-2909	1,372	686
19	体育センター	深谷 3682-2	029-898-2228	1,495	747
20	千代田公民館	上佐谷 991-5	0299-59-5252	294	147
21	千代田講堂	上佐谷 991-5	0299-59-5252	1,055	527
22	農村環境改善センター	坂 934-1	029-896-1138	459	229
23	あじさい館	深谷 3719-1	029-897-0511	1,034	517
計		23 施設		20,590	10,291

※避難所の面積は、会議室、体育館等の面積であり、教室・事務室等は使用しないものとする。

※避難所の収容人数は、緊急対応時の段階での就寝可能な面積を1人あたり2m²として算出している。

※指定避難所に指定する旧小学校施設については、今後の市の活用計画に応じて、指定を継続すべきか検討する。

《協定避難所》

番号	施設名称	所在地	電話	収容能力(人)
1	真如苑 茨城本部 長禅寺	坂 924-3	029-896-0012	50

《福祉避難所》

番号	施設名称	所在地	電話	収容能力(人)
1	やまゆり館	下稲吉 2423-9	029-832-5601	137
2	社会福祉法人 明岳会 ピソ天神	穴倉 5696-3	029-833-0298	20

「かすみがうら市地域防災計画」の改定表

第2章 震災応急対策計画 第5節 被害軽減対策（P3-47）

《指定緊急避難場所》

番号	施設名称	所在地	電話	備考
1	老人福祉センター	上佐谷 33	0299-59-4648	
2	やまゆり保育所	五反田 298-20	0299-59-2172	
3	第2常陸野公園	中佐谷 671-1	—	
4	関鉄自動車工業	上稲吉 1828	0299-59-3115	
5	わかぐり保育所	下稲吉 519-2	0299-59-2882	
6	稲吉ふれあい公園	稲吉 4-10-1	—	
7	勤労青少年ホーム	稲吉 2-6-25	029-831-5896	
8	働く女性の家	稲吉 3-15-67	029-831-2234	
9	逆西防災広場	稲吉 2-9-18	—	
10	旧牛渡地区公民館	牛渡 2862-3	—	
11	旧安飾地区公民館	安食 1075-1	—	
12	旧志土庫地区第1公民館	宍倉 3622-4	—	
13	旧志土庫地区第2公民館	西成井 85	—	
14	大塚ふれあいセンター	下稲吉 1868-22	0299-59-4088	
15	千代田保健センター	上土田 433-2	0299-59-3645	
16	霞ヶ浦保健センター	深谷 3671-2	029-898-2312	
	計		<u>16 施設</u>	